

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について

1. 改正内容

傷病手当金の支給期間について

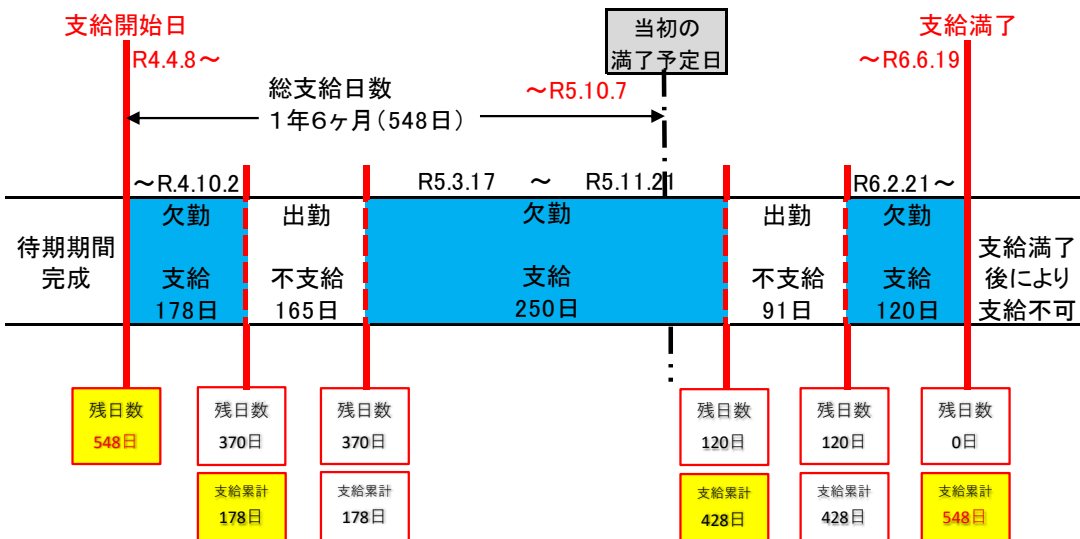
長期間に渡って療養のため休暇を取りながら働くケースが存在し、治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障を行うことが可能となるよう支給期間を通算化する。

(1) 支給期間（法第99条第4項）

改正後	改正前
傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から 通算して1年6ヵ月間とする。	傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6ヵ月を超えないものとする。
日数管理	期限

(2) 通算化のイメージ

【事例】 支給開始後、出勤による不支給期間があるケース



2. 経過措置

令和4年1月1日時点で傷病手当金の受給権がある者（令和2年7月2日以降に傷病手当金の支給を開始した者）については、出勤等に伴い不支給となった期間がある場合その期間を延長して傷病手当金を支給する。

